

## 薄光会後援会会則

### (目的)

- 第 1 条 この会は、社会福祉法人薄光会（以下、薄光会という。）が設置経営するすべての事業所が安定して運営され発展すること、そして、そのことによって薄光会に参集する障がいをもつ方や介護が必要な高齢の方など、困難を抱えた多くの人たちが個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、あるいは、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において十全に営むことができるよう、あるいは、安寧な老後の生活を営むことができるよう、薄光会に対して支援することを目的とする。
2. また、この会は、多くの方々に参加していただく事によって、社会福祉への関心を高め、障がいをもつ方や介護が必要な高齢の方など、困難を抱えた人々への理解と支援の輪を広げることを目的として活動する。

### (名称)

- 第 2 条 この会の名称を薄光会後援会という。

### (会の本部ならびに実務処理上の事務所の所在地)

- 第 3 条 この会の本部を富津市湊 1 0 7 0 - 3 社会福祉法人薄光会本部内におく。
2. 事務処理上の便宜のため、実務のための従たる事務所を富津市湊 9 3 4 - 1 8 湊ひかり学園におく。

### (幹事)

- 第 4 条 この会に幹事 3 名、監査役 2 名をおく。
2. 幹事 3 名のうち 1 名を代表幹事とし、代表幹事には、薄光会保護者・家族の会の活動に賛同し、深い理解を持つ者を推薦し、指名するものとする。
3. 代表幹事は、幹事の中から代表補佐、その他必要な役を選任する。

### (幹事及び監査役の選出と任期)

- 第 5 条 代表幹事ならびに幹事、監査役は、薄光会保護者・家族の会役員会にて選任し、委嘱する。その任期は 2 年とし、任期途中で後任に引き継ぐときは、その者の残りの任期とする。
2. 幹事は、薄光会の理事、評議員等を兼ねることを妨げない。ただし、薄光会理事長ならびに副理事長、専務理事、常務理事、本部事務局長を兼ねることはできない。

### (幹事会の招集)

- 第 6 条 幹事会は、代表幹事の要請で召集される。

### (会員)

- 第 7 条 この会に一般会員と団体会員をおく。

### (会員の募集)

- 第 8 条 この会の会員の募集は、薄光会機関紙、後援会だより等ならびに薄光会のホームページ上で行なう。

(会 費)

第 9 条 この会の会費は、以下に示すものとする。

- (1) 一般会員・・・・・・年額 3,000 円
- (2) 団体会員・・・・・・年額 5,000 円

(寄付)

第 10 条 この会は、必要に応じて寄付を一般から募ることができる。

(資産管理)

第 11 条 この会に寄せられた会費は、事務経費を除いて全て薄光会に寄付されるものとし、その時期、ならびに金額は、幹事会にて検討し、代表幹事の薄光会に対する寄付申し込みによって行なう。

2. この会に寄せられた寄付は、全て薄光会に寄付されるものとし、代表幹事の斡旋により薄光会に随時納められ、代表幹事は寄付者への領収書等の発行を薄光会に対して要請するものとする。

(会 計)

第 12 条 この会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日とし、その会計報告は、監査役の監査を経た上で、幹事会で承認され、会員に文書で報告される。

(広 報)

第 13 条 会員に会報として薄光会機関紙を配布する。

2. 会員に、会計報告その他後援会活動に係る事項を報告する為に、適時「後援会だより」を配布する。

(附則)

第 14 条 この会則は、旧後援会会則を全面改訂して、平成 18 年 1 月 1 日より施行される。

この会則は、平成 20 年 4 月 26 日より改定施行される。

この会則は、平成 20 年 7 月 13 日より改定施行される。

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日より改定施行される。

この会則は、平成 22 年 6 月 12 日より改定施行される。